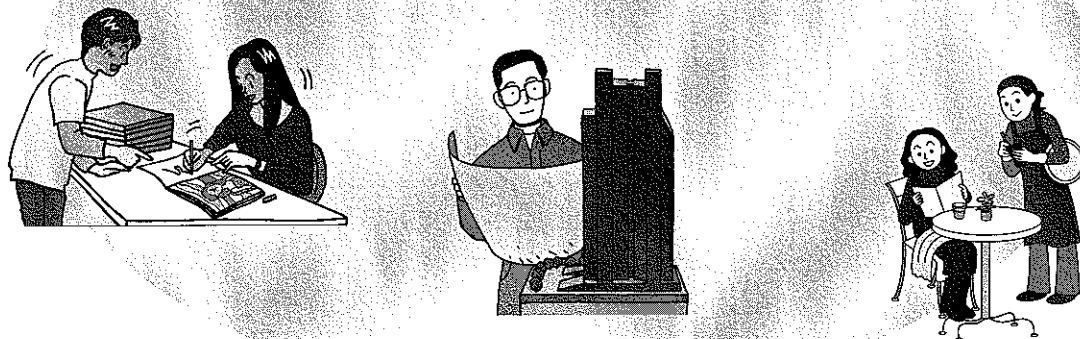


# 営業自主計算ノート

2016年(平成28年)3月申告用

平成27年分

- 戦争法廃止、消費税増税反対、軍事費より社会保障を！
- 不公平税制をただして大企業・富裕層にも公平な納税を！
- 自主申告の権利を守れ！



組織名	生活と健康を守る会	班
申告者		
住所		

発行：全国生活と健康を守る会連合会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目12番地15号 KATOビル3F  
TEL03-3354-7431(代)/FAX03-3354-7435

## 〈自主計算にあたって〉

1. 事業所得は、実際の収入とその事業にかかった一切の必要経費を差し引いて計算します。特に、経費の記入もれがないようにノートにそって計算しましょう。
2. 計算は、領収書のあるなしにかかわらず、実際の収入と経費で計算します。
3. 記帳の仕方 ・帳簿などに記帳している方は、それにもとづいて計算してください。  
・そうでない方は、①売上伝票や納品書、通帳、②取り引きしている商店の領収書や請求書、③税金や電話料、水道、ガス、電気料などの領収書、④そのときどきのメモなどを整理して計算しましょう。  
・国税通則法の改定で2014年の所得からすべての事業者記帳と記録の保存が義務化されました。
4. 申告後に税務署や市役所(役場)から呼び出しを受けた場合は、事業をやっているのはあなたですから、堂々と対応しましょう。呼び出しや調査にはその場で応じないで、班で、全生連発行の「自主計算の手引き」を学習して対応を相談しましょう。
5. その他…①計算会までに自主計算ノートを完成すること。わからないところは班会や学習会を開きお互いに教え合ひましょう。  
②2年前の売上げが1,000万円を超えた業者が消費税の納税が必要になります。  
また、2011年(平成23年)6月の消費税法の一部が「改正」され、当課税期間の前年の1月1日から6か月の間の課税売上高が1,000万円を超えると、課税事業者になりました(2014年1月1日～6月30日に1,000万円を超えると2015年に課税事業者になります)。1,000万円を超えていても、給与等支払額が1,000万円を超えていなければ免税事業者です。  
消費税の処理の仕方→収入・経費とも消費税を含めた金額を記入。
- ③消費税課税業者の方(これからなる予定の方も)このノートの9頁を参照。本則方式で計算する方は、〈消○×△〉の印を参考に。○は全額仕入れ控除できる経費、×は全額仕入れ控除できない経費、△は両方を含み仕分けが必要。

## 〈事業所得計算のまとめ〉

収入金額(2頁の④の金額)	-	必要経費(2頁の⑨+6頁の⑱)	=	専従者控除前所得
				⑲

専従者控除前所得	-	専従者控除(7頁の⑳)	=	所得金額(7頁の㉑)
⑲				

### 専従者控除計算方法

(専従者控除前所得) ÷ (専従者の人数 + 1) = 一人あたりの専従者控除額  
※ただし、白色申告には、限度額があります。配偶者は、最高86万円、その以外の方は50万円までとなります。  
※専従者控除をつけることで国保税・料額が変わります。このノートの7頁を参照。

## 一般経費早見表 (事業所得用)

生活と健康を守る会では、はじめて計算する方も自主計算できるように、経費の早見表をつくりました。わかる範囲で自分で計算し、わからないところは、班会で学習しましょう。

※仕入れとは、商品（サービス）をつくるのに要した原材料のことです。工具、ドンブリなどは、消耗品です。

※一般経費早見表には、仕入れに属するものは取り上げていませんので、ご注意ください。

※丸数字、カタカナは所得税申告の収支内訳書と同じです。

あ	アルバイト給与	給料賃金**⑪
い	慰安旅行（従業員）	福利厚生費**ル
	印紙	租税公課**イ
う	売り出しチラシ	広告宣伝費**へ
お	オイル	消耗品費**ヌ
	お酒（飲食店）	仕入れ**E
	お酒（祝儀、贈り物）	接待交際費**ト
	お歳暮	接待交際費**ト
	お茶代	雑費**レ
	お中元	接待交際費**ト
	お見舞い（従業員）	福利厚生費**ル
	お見舞い（取引先）	接待交際費**ト
か	看板（10万円以上）	減価償却費**⑬
	看板（10万円未満）	広告宣伝費**へ
	外注（他業者依頼）	外注工賃**⑫
	ガス（事業分）	水道光熱費**ハ
	ガソリン	消耗品費**ヌ
	火災保険（事業分）	損害保険料**チ
き	機械（10万円未満）	消耗品費**ヌ
	機械（10万円以上）	減価償却費**⑬

	切手代	通信費**ホ
け	携帯電話（事業用）	通信費**ホ
こ	工具（10万円以上）	減価償却費**⑬
	工具（10万円未満）	消耗品費**ヌ
	広告掲載料	広告宣伝費**へ
	高速代金	旅費交通費**ニ
	交通費（業務上）	旅費交通費**ニ
	香典（従業員）	福利厚生費**ル
	香典（取引先）	接待交際費**ト
	コーヒー（お客に）	雑費**レ
	コーヒー（従業員分）	福利厚生費**ル
	個人事業費	租税公課**イ
	固定資産税（事業分）	租税公課**イ
さ	残業食代	福利厚生費**ル
し	社会保険（従業員分）	福利厚生費**ル
	車検費用	修繕費**リ
	車税	租税公課**イ
	修繕修理費	修繕費**リ
	新聞代（事業用）	雑費**レ
	事務用品	消耗品費**ヌ
	重機等を借りた費用	外注工賃**⑫
	従業員への給与	賃金・給与**⑪
	事務用品	消耗品費**ヌ
す	水道代（事業分）	水道光熱費**ハ
せ	接待交際費（得意先）	接待交際費**ト
	生活と健康を守る会会費	雑費**レ
た	タオル（宣伝用）	広告宣伝費**へ
	宅配便	荷造運賃**ロ
	建物（自分の持ち物）	減価償却費**⑬
ち	地代	地代家賃**⑮
	駐車料金（長期契約）	地代家賃**⑮
	駐車料金（一時預）	旅費交通費**ニ
て	電気（事業分）	水道光熱費**ハ

	電話（事業分）	通信費**ホ
と	灯油（事業分）	水道光熱費**ハ
に	任意保険（車）	損害保険料**チ
は	はがき	通信費**ホ
	発送代	荷造運賃**ロ
ふ	不動産取得税	租税公課**イ
	部品（通常時）	消耗品費**ヌ
	部品（修理のとき）	修繕費**リ
ほ	包装紙	消耗品費**ヌ
	ポケットベル	通信費**ホ
ま	マッチ・ライター（宣伝）	広告宣伝費**へ
め	名刺	広告宣伝費**へ
や	家賃（事業分）	地代家賃**⑮
り	リース代	独自項目に
	利息・手形割引	利子割引料**⑯

## 1、収入金額の計算

※丸数字・カタカナは所得税申告の収支内訳書と同じ番号です。

月別、もしくは得意先別の売上内訳		金額
収 入 の 内 訳	1月	
	2月	
	3月	
	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
小 計		①
売掛金	平成27年12月31日の売掛・未収金残高(年末)	②
未収金	平成27年1月1日の売掛・未収金残高(年始め)	③
(注1)	差引金額(②-③)	④
売上合計(①+④)		⑤
家事消費(自分で利用した分)		⑥
その他の収入(リベート・スクラップ等)		⑦
収入金額の合計(⑤+⑥+⑦)		⑧

(注1)「売掛・未収金」の欄は、現金が入金・出金したときに記帳する方式をとっている方の計算欄です。売掛金を最初から収入に入れて計算している方(飲食業等)は、この欄の計算は不要です。

## 2、仕入れ金額の計算

月別もしくは問屋別の仕入れ金額		仕入れ金額
仕 入 れ の 内 訳	1月	
	2月	
	3月	
	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
小 計		①
未払金	平成27年12月31日の未払金(年末)	②
(買掛)	平成27年1月1日の未払金(年始め)	③
	差引(②-③)	④
仕入れ金額(①+④)		⑤
商品の	平成27年1月1日の在庫金額(年始め)	⑥
在庫	平成27年12月31日の在庫金額(年末)	⑦
(棚卸)	小計(⑥+⑦)	⑧
仕入れ金額の合計(⑤-⑧)《差引原価》		⑨
粗利益(差引金額⑧-⑨)		⑩

※番号の順序が前後していますが、あっていますのでその通り記入してください。

## 減価償却費の計算（定額法）

※2007年度（平成19年度）の税制改定で減価償却の計算が変わりました。改定内容は、2007（平成19）年3月31日までに取得したものは「減価償却計算欄」の①と②、③（旧定額法）で、07年4月1日以降に取得したものは④（定額法）で、取得価格が10万円～20万円未満のものは⑤で計算します。

### ◎減価償却計算欄

①旧定額法で0.9まで償却できるもの・2007（平成19）年3月31日までに取得したもの（取得の翌年度以降も旧定額法で償却）

品名	取得年月	取得価額	×0.9	×旧定額法の償却率	×使用月数	×事業割合※	=	1年間の償却費	耐用年数(残)
			×0.9	×	× /12	×	%	=	
			×0.9	×	× /12	×	%	=	
			×0.9	×	× /12	×	%	=	

※耐用年数は8頁参照

②旧定額法で耐用年数が経過し0.05まで償却するもの

品名	取得年月	取得価額	×0.05	×	×使用月数	×事業割合	=	1年間の償却費
			×0.05	×	× /12	×	%	=
			×0.05	×	× /12	×	%	=
			×0.05	×	× /12	×	%	=

③残存価額を5年で償却できるもの・2007（平成19）年3月31日までに取得したもの（取得価額の95%まで償却済のもの）

品名	取得年月	取得価額	×0.05	÷5	×	×使用月数	×事業割合	=	1年間の償却費(最終年は-1円)	耐用年数(残)
			×0.05	÷5	×	× /12	×	%	=	
			×0.05	÷5	×	× /12	×	%	=	
			×0.05	÷5	×	× /12	×	%	=	

④新たな減価償却・2007（平成19）年4月1日以降に取得したもの

品名	取得年月	取得価額	×	×定額法の償却率	×	×使用月数	×	×事業割合	=	1年間の償却(最終年は-1円)	耐用年数(残)
			×	×	×	× /12	×	%	=		
			×	×	×	× /12	×	%	=		
			×	×	×	× /12	×	%	=		

⑤3年で償却できるもの（取得価額が10万～20万円未満）

品名	取得年月	取得価額	÷3	×	×	×事業割合	=	1年間の償却費	耐用年数(残)
			÷3	×	×	×	=		
			÷3	×	×	×	=		
			÷3	×	×	×	=		

減価償却費の合計（⑬4頁に転記）

〔消費税課税業者の方へ〕消費税を本則方式で計算している方は、減価償却資産のうち購入代金は課税仕入れとすることができます。

※事業割合は経費のうち事業で使用した割合のことで、自分で算出して申告します。

〈計算例〉

①+②+③の計算例（事業割合100%）

取得年月：2006（平成18）年1月

耐用年数：5年（償却率0.2）

取得価額：100万円

年減価償却の額：18万円

①1年目～4年目（2006年～2009年）

100万円×0.9×0.2=18万円

18万円×4=72万円（償却済額）

5年目（2010年）

100万円×0.9×0.2×1年=18万円

②6年目（2011年）

100万円×0.05=5万円

③7年目～10年目まで

残存価格 5万円÷5年=1万円

1万円×4年=4万円

11年目（2016年）

1万-1=9,999円

すでに耐用年数を経過し、取得価額の95%まで限度額償却がされている場合は、2009（平成21）年申告から5年間で均等に償却されます。最終年は1円まで償却できます。

④の計算例（事業割合100%）

取得年月：2008（平成20）年1月 取得価額：100万円

耐用年数：10年（償却率0.1）

年減価償却の額：10万円

1年目～9年目 100万円×0.1=10万円

10万円×9年=90万円

10年目 10万円-1円=99,999円

⑤10万円以上20万円未満のものについては、①～④の計算式を使わないで、3年で均等に経費することができます。

《計算例》15万円で業務用クーラーを購入

150,000円÷3=50,000円。3年間50,000円ずつ償却。

※中古品の耐用年数は、新品の耐用年数以下～2年以上で自分で見積もります。

※個人事業者が定率法をとる場合、事前に税務署への届け出が必要です。

耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日以後取得
	旧定額法償却率	定額法償却率
2	0.500	0.500
3	0.333	0.334
4	0.250	0.250
5	0.200	0.200
6	0.166	0.167
7	0.142	0.143
8	0.125	0.125
9	0.111	0.112
10	0.100	0.100
11	0.090	0.091
12	0.083	0.084
13	0.076	0.077
14	0.071	0.072
15	0.066	0.067
16	0.062	0.063
17	0.058	0.059
18	0.055	0.056
19	0.052	0.053
20	0.050	0.050

21年以上は全生連発行の「自主申告の手引き」を見て下さい。

### 3、一般経費の計算

項目と説明		内 訳	金 額
給料賃金	◎従業員、アルバイトの給料。作業着などの現物支給も含まれます。同居の家族従業員は、専従者控除か扶養家族に。 《消△》		
		小計（給料・賃金）	⑪
外注工賃	◎他の業者に仕事や加工を頼んでかかった料金。重機を借りた料金もここに入ります。 《消○》		
		小計（外注工賃）	⑫
減価償却費	◎事業用の建物、車、工具など、取得価格が10万円をこえるものは、一度に経費にしないで、耐用年数に応じて一年間の償却費をだします。3頁で計算してから、⑬に転記してください。 《消×、購入した年に限り○》		
		小計（減価償却費）	⑬
貸倒金	◎売掛金や貸付金が回収不能になった金額。 《消×》 ※別途控除		
		小計（貸倒金）	⑭
地代家賃	◎店舗・車庫・資材置き場などの料金。一時的な駐車料金は、旅費交通費に。 （※店舗兼住宅の場合はあん分すること。） 《消△》		
		小計（地代家賃）	⑮

（一般経費の続き）

項目と説明		内 訳		金 額		
利子割引料	◎事業用の借入金利息や手形割引料。（返済金の元金は含みません。） 《消×》					
		小計（利子割引料）		⑯		
租 税	◎収入印紙、事業税、納税した消費税、商店会費、同業者組合費、車検時の法定費用等。 （※所得税、都道府県・市町村民税、罰金などは経費になりません。） 《消×》 ※あん分が必要なもの					
		名 称	年 額	×事業割合		
公 課	自動車税	1.		%	=	
		2.		%	=	
		3.		%	=	
課	固定資産税	種 目	課税標準額	×税率	×事業割合	
		建物			%	=
		作業場			%	=
		車庫			%	=
		宅地			%	=
※固定資産税の税率は、市町村によって違いますので調べて計算してください。						
	不動産取得税	年額 [		] × [		
				%	=	
		小計（租税公課）		⑰		
荷造運賃	◎商品の荷造運賃や商品の発送代 《消○》					
		小計（荷造運賃）		⑱		

(一般経費の続き)

項目と説明		内 訳		金 額
水道 光 熱 費	◎事業用の電気、ガス、水道代、灯油代など。 ※家計と一緒に場合は、あん分する。《消○》	(下記以外のもの)		
	経 費 名	年 額	×事業割合	
	電気料		% =	
	ガス料金		% =	
	水道料金		% =	
	灯油代		% =	
薪・炭・練炭等		% =		
		% =		
		小計 (水道光熱費)		㊦
旅 費 交 通 費	◎商用の交通費・宿泊費。 一時的な駐車料金と高速代 金など。 《消○》			
		小計 (旅費交通費)		㊧
通 信 費	◎事業用の電話料金、携帯電話、スマートフォン、切手、はがき代など。 ※家計と一緒に場合はあん分する。《消○》	(下記以外のもの)		
	経 費 名	年 額	×事業割合	
	電話料		% =	
	携帯電話		% =	
			% =	
			% =	
		小計 (通信費)		㊨

(一般経費の続き)

項目と説明		内 訳		金 額	
広 告 宣 伝 費	◎広告料、売出チラシ、看板 (10万円以上のものは減価償却で)、名刺、宣伝タオル・マッチ・ティッシュなど。 《消○》				
		小計 (広告宣伝費)		㊩	
接 待 交 際 費	◎得意先、同業者への接待交際費、お中元、お歳暮、冠婚葬祭費。 (家族や親戚分はダメ) 《消△》				
		小計 (接待交際費)		㊪	
地 震 ・ 損 害 保 険 料	◎地震保険や自動車の任意保険、火災保険など。※家計と一緒に場合はあん分する。	(下記以外のもの)			
	経 費 名	年 額	×事業割合		
	1. 火災保険(店舗)		% =		
	2. 車任意保険		% =		
	3.		% =		
	4.		% =		
《消×》		小計 (損害保険料)		㊫	
修 繕 費	◎事業用の建物、機械、車などの修繕費、車検等。 《消△》	(下記以外のもの)			
	あん分	経 費 名	年 額	×事業割合	
		1.		% =	
		2.		% =	
		3.		% =	
				小計 (修繕費)	

(一般経費の続き)

項目と説明	内 訳	金 額
消 耗 品 費 ◎ガソリン・オイル、事務用品、包装紙、工具、部品代など。(10万円以上のものは減価償却費で計算) 《消〇》 ※あん分が必要なもの		
	経 費 名 年 額 ×事業割合	
	1. 車ガソリン・オイル	% =
	2.	% =
	3.	% =
	小計 (消耗品費)	㉞
福 利 厚 生 費 ◎従業員の慰安旅行、残業食代、コーヒーなど。事業主負担の社会保険料、共済掛け金など。 《消△》		
	小計 (福利厚生費)	㉟
固 定 資 産 損 失 ◎事業用の土地、建物、機械などが損害を受け、損失した金額。7頁の算式で計算して転記。		㊱
繰 延 資 産 ◎店舗等の権利金(戻ってこないもの)右の頁で計算して転記。	小計 (繰延資産)	㊲
そ の 他 ◎上記以外の経費(各種リース、産廃等)		
	小計 ( )	㊳

項目と説明	内 訳	金 額
雑 費 新聞・雑誌代、テレビ受信料、お茶代、生活と健康を守る会費など。 《消△》 ※あん分が必要なもの	(下記以外のもの)	
	経 費 名 年 額 ×事業割合	
	新聞代	% =
	雑誌代	% =
	NHK受信料	% =
		% =
	小計 (雑費)	㊴
一般経費の合計 (㉞から㊴までを合計してください。)		㊵

※仕入れ㉠と一般経費㊵を合計すると必要経費の合計がでます。  
 ここまでできたら、順番に内訳書(7頁)に記入しましょう。

**繰延資産の償却の計算**

新規営業や建物を借りるときに権利金等を支払った時は、1年で経費にしないで、償却期間に応じて1年の経費を計算します。権利金の性格によって、償却期間がことなります(権利金とは、戻ってこないものをいいます)。

- ①店舗を借りるときに家賃とともに支払った権利金 → 5年で償却
- ②同業者組合などに加入金を払った(戻らないお金) → 5年で償却
- ③商店街のアーケード、街灯をつくるための負担金 → 5年で償却

**【計算例】**

繰延資産の内容	支払い総額	÷償却期間	= 1年の償却費	支払い日
				年 月
				年 月
小計 (繰延資産)			㊶	

## ㊦固定資産の損失の計算

※減価償却資産を償却しないうちに、こわれたり、下取りにした場合は、損失として経費にすることができます。

償却資産名	取得年月	取得価格	損失した月
	年 月 ㊸		平成 年 月
これまで償却した金額の合計		㊹	
下取り価格や受取損害補償金		㊺	
<b>固定資産の損失 (除却損)</b> (㊸-㊹-㊺)		㊻	

(6頁に転記)

## 専従者控除 (白色申告) の計算の仕方

専従者控除前の所得 <sup>㊼</sup>	⊖	専従者の人数+1	⊖	専従者控除額 <sup>㊽</sup>

ただし、専従者控除には限度額があります。配偶者は最高86万円、配偶者以外の方は、50万円までとなります。㊼が最高限度額以下の金額の場合は、そのままの金額。専従者控除をつけると扶養控除につけることができません。

専従者控除にも扶養控除にもつけられる場合は、どちらの控除をつけるかは、国保税・料など他の税金も含めて総額が安くなる方を選択します。

### 【専従者控除の計算例】

※営業収入が500万円、経費が380万円で、家族2人で経営している場合。  
専従者控除前の所得 (500 - 380 = 120万円) ÷ 2 = 60万円 (配偶者が専従者の場合は、60万円、配偶者以外の方が専従者の場合は50万)。

### どちらが得かの目安

- ①還付請求できる他の家族 (給与所得者) がいない時は、専従者控除を選ぶ (国保税・料が安くなる)。
- ②還付請求できる家族がいる時は、所得税・住民税額の還付額と国保税・料額の両方を比較して得な方を選ぶ。

## 平成27年 (2015年分) 営業収入収支内訳書 (控) 一般用

平成28年3月申告

申告者

(平成27年 月 日から平成27年 月 日まで)

科 目		金 額	科 目		金 額
収 入 金 額	売上 (収入) 金額	①	経 費 の 他 の 経 費	旅費交通費	㊿
	家事消費	②		通信費	⓫
	その他の収入	③		広告宣伝費	⓬
	計 (①+②+③)	④		接待交際費	⓭
売 上 原 価	期首商品棚卸高	⑤		地震・損害保険料	⓮
	仕入金額	⑥		修繕費	⓯
	小計 (⑤+⑥)	⑦		消耗品費	⓰
	期末商品棚卸高	⑧		福利厚生費	⓱
	差引原価 (⑦-⑧)	⑨		固定資産の損失	㊻
差引金額 (④-⑨)		⑩		繰延資産の償却	㊼
経 費	給料・賃金	⑪			㊽
	外注工賃	⑫			㊾
	減価償却費	⑬			㊿
	貸倒金	⑭		雑費	⓲
	地代家賃	⑮		小計 (㊿~⓲の計)	⑰
	利子割引料	⑯		経費計 (⑪~⑯の計+⑰)	⑱
そ の 他 の 経 費	租税公課	㊰		専従者控除前所得 (⑩-⑱)	㊲
	荷造運賃	㊱	専従者控除	㊳	
	水道光熱費	㊲	所得金額 (㊲-㊳)	㊴	

※住民税申告の方もこの内訳書を完成させましょう。住民税申告であっても④の金額が1,000万円をこえると消費税課税業者になります。役員に相談してください。この収支内訳書は、住民税の申告書の内訳欄に記入する必要はありません。所得税の場合は、太枠だけしか記入義務がありません。



〈いくつかの減価償却資産の耐用年数〉

※「機械及び装置」については、耐用年数の見直しがされ、2009年(平成21年)1月1日以降に取得したのものについて、表中の改正後の年数になります。

構造・用途	細目	耐用年数	構造・用途	細目	耐用年数
<b>建 物</b>					
木造又は合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響器具 冷房用・暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器 氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式のものを除く) カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 接客業用・放送用・レコード吹込用・劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事・ちゅう房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5	
	店舗用・住宅用のもの	22		6	
	飲食店用のもの	20		6	
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	17		4	
	車庫用のもの	17		3	
木骨モルタル造のもの	公衆浴場用のもの	12		3	
	工場用・倉庫用のもの(一般用)	15		6	
	事務所用のもの	22		15	
	店舗用・住宅用のもの	20		8	
	飲食店用のもの	19		2	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	旅館・ホテル用のもの	15		5	
	車庫用のもの	15		15	
	公衆浴場用のもの	11		8	
	工場用・倉庫用のもの(一般用)	14		2	
	事務所用のもの	50		5	
建物附属設備	住宅用のもの	47	5		
	店舗用のもの	39	5		
	飲食店用のもの	39	5		
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%をこえるもの	34	5		
	その他	41	5		
	旅館用・ホテル用のもの	31	5		
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%をこえるもの	31	5		
	その他のもの	39	5		
	車庫用のもの	38	5		
	公衆浴場用のもの・倉庫事業用倉庫	31	5		
工場用・倉庫用のもの(一般用)	38	5			
<b>器具・備品</b>					
構造・用途	細目	耐用年数	時計・試験機器、測定機器	時計	10
アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15	測定機器	度量衡器	5
店用簡易設備	その他のもの	8	試験、測定機器	試験、測定機器	5
<b>器具・備品</b>					
構造・用途	細目	耐用年数	容器・金庫	ボンベ	6
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品(他に掲げてあるものを除く)	事務機、事務いす、キャビネット	15	容器・金庫	溶接製のもの	8
	主として金属製のもの	8		製造業のもの	10
	その他のもの	8		塩素用のもの	10
	応接セット	5		その他のもの	7
	接客業用のもの	5		ドラムかん、コンテナーその他の容器	7
	その他のもの	8		大型コンテナー(長さが6m以上のものに限る)	7
	ベッド	8		その他のもの	3
	児童用机、いす	5		金属製のもの	2
	陳列だな・陳列ケース	5		その他のもの	2
	冷凍機付のもの	6		金庫	5
その他のもの	8	手さげ金庫	5		
その他の家具	8	その他のもの	20		
接客業用のもの	5	理容・美容機器	5		
その他のもの	15				
主として金属製のもの	8				
その他のもの	8				

構造・用途	細目	耐用年数	設備の種類及び細目(改正後)	耐用年数	設備の種類及び細目(改正前)	耐用年数	
<b>工 具</b>							
構造・用途	細目	耐用年数	非鉄金属製造業用設備(その他の設備)	7	その他の金属製品製造設備	15	
型(型枠を含む)鍛圧工具、打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂・ゴム・ガラス成型用金型、鑄造用型 その他のもの	2 3	その他の製造業用設備	9	がん具製造設備 合成樹脂成形設備 その他の設備 鉛筆製造設備 畳表製造設備 織機、い草選別機及びい割機 その他の設備 畳製造設備 その他のわら工品製造設備 真珠、貴石又は半貴石加工設備	9 11 13 5 14 5 8 7	
<b>車 両・運搬具</b>							
構造・用途	細目	耐用年数	鉱業、碎石業又は砂利採取業用設備(その他の設備)	6	砂利採取又は岩石の採取若しくは碎石設備	8	
一般のもの(特殊自動車・運送事業用等以外のもの)	自動車(2輪・3輪自動車を除く) 小型車(総排気量が0.66リットル以下のもの) 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの その他のもの 2輪・3輪自動車 自転車	4 4 5 5 6 3 2	総合工事業用設備	6	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備 その他の建設工業設備 排砂管及び可搬式コンベヤ ジーゼルバイルハンマー アスファルトプラント及びパッチャープラント その他の設備	5 3 4 6 7	
<b>機械・装置(改正により、新旧耐用年数表記)</b>							
設備の種類及び細目(改正後)	耐用年数	設備の種類及び細目(改正前)	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	
食料品製造業用設備	10	精穀設備 豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備 パン又は菓子類製造設備	10 8 9	その他の小売業用設備(ガソリン又は液化石油ガススタンド設備)	8	ガソリンスタンド設備 液化石油ガススタンド設備	8 8
繊維工業用設備(その他の設備)	7	織物設備 メリヤス生地、編み手袋又は靴下製造設備 縫製品製造業用設備	10 10 7	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13	クリーニング設備 公衆浴場設備 かま、温水器及び温かん その他の設備	7 3 8
木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備	8	製材業用設備 製材用自動送材装置 その他の設備	8 12	その他の生活関連サービス業用設備	6	天然色写真現像焼付設備 その他の写真現像焼付設備	6 8
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備	12	自動車整備業用設備	15	自動車分解整備業用設備 洗車業用設備	13 10
印刷業又は印刷関連業用設備(デジタル印刷システム設備)	4	印刷設備 写真製版業用設備 製本設備	10 7 10	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの(機械式駐車設備)	10	機械式駐車設備	15
(製本業用設備)(その他の設備)	7 10	活字鑄造業用設備 金属板その他の特殊物印刷設備 枚葉紙樹脂加工設備 複写業用設備	11 11 9 6				
ゴム製品製造業用設備	9	機械ぐつ製造設備	8				
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9	その他の革製品製造設備	11				
鉄鋼業用設備(表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備)	5	その他のめっき又はアルマイト加工設備	7				

## 〈消費税課税業者のみなさんへ〉

- 1、申告者本人が、営業収入のほかに、農業収入などがある場合は合算して消費税を計算します。消費税の申告には、簡易課税方式と本則方式があり、申告をする必要がある人が、どちらをするかを選択することになります。
- 2、簡易課税方式を選択している方に…申告者本人が複数の事業をしている場合は、事業によって「みなし仕入れ率」が違う場合があるので注意してください。
- 3、本則方式を選択している方に…収入・経費のひとつひとつに消費税がかかっている取引かどうかの判定が必要です。「自主計算ノート」の説明欄に《消△》の印があるところは、請求書などの内訳を調べて判定すること。特に事業用の車が車検をうけた場合は、車検費用の内訳書（法定費用・自賠責・修理費・部品代等）をみて判定してください。営業所得の他に、農業などをやっている場合は、それも計算すること。
- 4、課税業者であった方で、平成26年分の消費税抜きの売上が1,000万円未満だったときは、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を税務署に届けると2年後には免税業者となります。忘れずに出しましょう。

### ★消費税の仕組み 1問1答

【問1】消費税はいつから納税するのですか。

◎平成25年分の課税売上が1,000万円を超えると個人課税業者に…平成25年分の消費税込みの売上が1,000万円を超えると消費税の課税業者となり、平成28年3月末日までに「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。法人の場合は、前々事業年度の売上が1,000万円を超えた場合、今事業年度の決算期から2ヵ月以内に納付します。

◎消費税法の「改正」で、平成24年分から1月から6月までの間に課税売上が1,000万円になった場合（要件あり）も対象になりました。詳しくは税務署に聞きましょう。

【問2】本則課税方式と簡易課税方式、それぞれの申告についておしえてください。

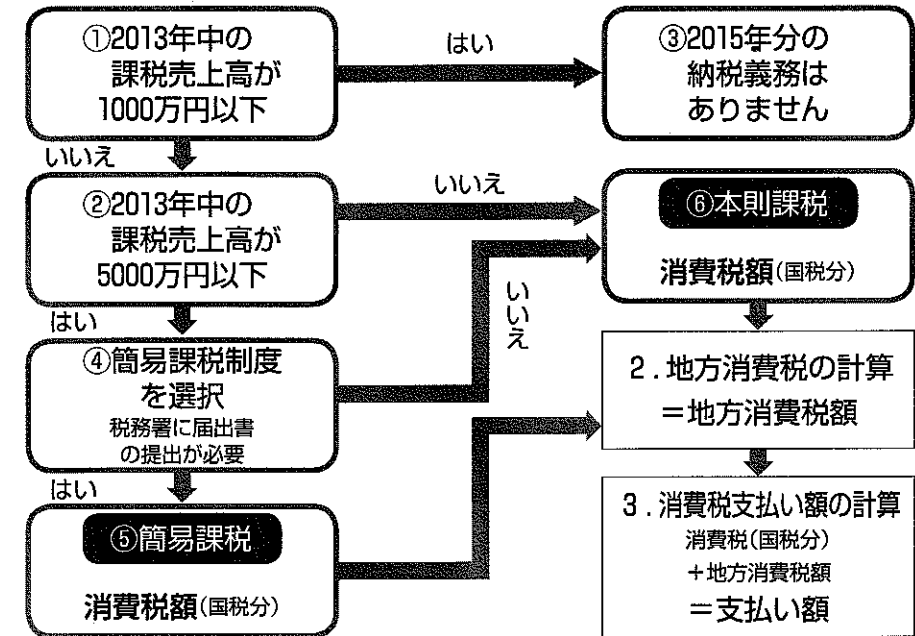
◎本則課税方式は…経費の帳簿、請求書と領収書の両方の保存義務があります。帳簿と領収書を保存していないと計算できません。一つひとつの収入・経費について、消費税がかかっているかどうかを判定します。

$$\boxed{\text{売上でもらった消費税}} - \boxed{\text{経費でかかった消費税}} = \boxed{\text{納税額}}$$

◎簡易課税方式は…課税売上が5,000万円以下の業者は、簡易課税方式を選択できます。業種に応じて決められた仕入れ率を使うことによって、課税売上がわかれば消費税額が決まる仕組みです。

簡易課税方式にしたい方は、課税売上が1,000万円を超えた年の、翌年の1月から12月までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出しなければなりません。この「届出書」を出していないと「本則方式」で計算することになりますのでご注意ください。

### 消費税（国税分）の計算



### 【みなし仕入れ率】

第1種事業 90%卸売業	第4種事業 60% 飲食店、金融・保険業、第3種事業から外される 加工賃などの業種
第2種事業 80%小売業	第5種事業 50% サービス業(飲食店を除く)、不動産業、運輸、通信業
第3種事業 70% 建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業(加工賃を対価とするものを除く)	第6種事業 40% 不動産

※2015(平成27)年4月1日以降に開始する課税期間(個人事業主の場合は、2016(平成28)年分の課税期間から適用)。

それ以前は、金融業および保険代理業は第4種、不動産は第5種に該当。

# どんとこい！税申告と調査

## だれでも簡単にできる10か条

——記帳・記録保存のための資料整理のやり方——

◎医療費・社会保険料など各種控除の資料

◎事業・農業等の収支資料など

### [まず、準備すること]

- 1、「税金」と書いた段ボール箱や机の専用引き出しを用意しましょう。
  - ・居間など一番手軽なところに。
  - ・電話のそばにはボールペンとメモをかならずおく。

### [これだけは家族で相談、協力して]

- 2、少しでも関係があると思う領収書、伝票、明細書など、どんどん段ボール箱へ。
  - ・税金に関係あるかどうかなどは後で考えればよい。
- 3、これが一番大切！……領収書などが無いものは、なんでもメモして段ボール箱へ。
  - ・メモ用紙に、日付、支払先、金額、内容を書く（日めくりがあれば一番よい）
  - ・領収書の横や裏、通帳の余白に…何の支払いかをメモする。  
スーパーのレシート、酒・贈り物（交際費）。
- 4、お金を払ったら、その日のうちに段ボール箱へ。
  - ・「後で…」はダメな…「戸締まり」「火の始末」と「税金メモ」

### [あとは、どんとこい！税金と調査]

- 5、休日の半日、一番ひろい部屋にひろげて整理する。
- 6、大きく仕分けする。
  - ①税金で使えるもの、②できないもの、③不明の三つにわけ（③は班会・学習会のときに聞く）。
- 7、項目ごとにまとめて（できれば日付順に）せんたくバサミでとめ、集計する（集計は算数の強い子どもにやらせよう）。
- 8、最後の仕上げ、自主計算は、班であつまってみんなでワイワイ話しながら。
- 9、自主計算ノートと申告書控を一緒にして、保存しておく（最低5年間）。

### [全ての事業者に「記帳と記録保存」が義務づけ]

- 10、事業収入がある程度多い人や消費税課税業者などで、かつ「収支が細かく日々わたくわっている」人は、自主計算ノートの他に、少なくとも収支内訳書の「科目ごと収支明細」を記録するようにしましょう。「科目ごと収支明細」は自分の好きなノートやメモ、市販の金銭出納帳などを使い、科目ごとに分けて記入します。

### 領収書添付のページ

※営業関係の領収書などをこのページに貼って保存してください。

不要な方は、集計の計算やメモ欄として使ってください。足りないときは紙を貼ってページをふやしてください。

## 4、家族全員の所得計算

※収入の種類にかかわらず、申告者全員に共通する控除があります。これがわからないと税金で損したり、申告書を完成することができません。

(1)～(4)を調べておきましょう。

(1) 家族構成や収入を記入しましょう（平成27年中に生まれた子ども、死亡した人も記入しましょう。健康保険証などがあると便利です）

続柄	氏名 (家族全員)	生年月日 明/大/昭/平	子どもの 場合・学年	障害・ 寡婦等	介護 認定	年間の所得（給与・年金の収入は売上欄に）				
						所得の種類	売上（収入）	経費（控除）	所得	源泉徴収税額
		明/大/昭/平								
		明/大/昭/平								
		明/大/昭/平								
		明/大/昭/平								
		明/大/昭/平								
		明/大/昭/平								
		明/大/昭/平								
		明/大/昭/平								

わかるところだけ記入してください。

(2) 社会保険料、生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、医療費などの支払い状況  
(12、15ページに記入してください)

(3) 家族全員の源泉徴収票を用意しましょう（税金がもどる場合があります）

\* 給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票（年金事務所からのハガキ）など

(4) 次のことに該当していませんか（該当するところにチェック）

金融機関から借入して家を新築・改築した。または、中古住宅を購入した。

昨年中に火災・災害・盗難等の被害を受けた。

家や土地、田んぼ、畑、山などの不動産を売却して得た収入がある。

（※内訳がわかる書類をお持ちください）

生命保険を解約したり、満期保険金を受け取った。

①営業の方は、ここに売上、経費、所得を記入してください。

②給与、年金の方は、「給与・年金自主計算ノート」などで出した、収入、控除、所得を記入してください。

③事業所得が赤字の場合は、その損失分をその他の所得（たとえば、給与所得）から差し引くことができます。

※年齢は平成27年12月31日現在で記入してください。

※子どもの学年を記入するのは、保育料や就学援助、高校授業料減免、奨学資金などを活用してもらうためです。

※障害者手帳がなくても、介護認定を受けている場合、自治体で税金申告用の「障害者控除対象者認定書」を発行してもらいましょう。

16歳未満の子どもも障害者控除できます。

※年齢で控除額がちがいます。

（特定扶養とは、

平成4年1月2日～平成7年1月1日生まれ

老人扶養とは、

昭和21年1月1日以前生まれ

※寡婦とは、夫と死別または離別し再婚していない未婚の女性のこと、寡夫とは、妻と死別または離別し再婚していない未婚の男性。

いずれも生計を一つにする子がおり、世帯の合計所得金額が500万円以下の場合に控除がうけられます。

## 5、所得控除の計算

### 金銭控除

社会保険料や医療費などを調べておきましょう。平成27年1月1日から12月31日までに支払った分

		支払い総額		保険料支払い総額				
社会 保 険 料 控 除	健康 保 険 料	◎国保税・料 [                      円] [                      円] [                      円] ◎協会けんぽ [                      円] [                      円] [                      円] ◎任意継続保険料 [                      円] ◎源泉徴収票に記載されている社会保険料 [                      円] ◎その他（過年度分国保税・料など） [                      円] ※（納税通知書などで確認の上記入）	円	生命保 険料控 除	◎生命保険料は、契約内容によって、一般型と個人年金型などがあります。証明書添付が必要です。	一般型                      円		
	国民 年 金 な ど	◎国民年金、農業者年金等の掛金の年額 氏名 [                      ] [                      円] 氏名 [                      ] [                      円] 氏名 [                      ] [                      円] ※申告者が扶養親族の社会保険料（国保、年金、介護保険料金、後期高齢者医療保険料）を払っている場合、それも入ります。		円	地震・ 旧長期 損害保 険料控 除	◎損害保険料控除は、所得税については平成19年分から、住民税については平成20年度分から、地震保険料控除になりました。平成18年12月31日までに契約した損害保険（10年以上）を旧長期損害保険として経過措置で残しています。いずれも証明書が必要です。 ・地震保険とは、地震などの損害部分の保険料です。 ・旧長期とは、契約期間が10年以上で満期返戻金があるもの。	個人年金                      円 介護医療                      円 地震                      円	
	その 他	◎65歳以上の介護保険料 [                      円] ◎75歳以上の後期高齢者医療保険料 [                      円] ◎雇用保険料 [                      円] ◎労災保険料 [                      円]			円	医療費 控除	所得が少ない人は、医療が10万円を超えなくても控除できます。このノートの15ページの「医療費計算書」で計算します。	旧長期                      円 支払額                      円
						寄附金 控除	◎共同募金会や政党、認定NPO法人等に寄附した場合に控除できます。領収書必要。寄附先（                      ）	払戻金                      円 円

### 《控除の計算方法》

#### (1)ー1 生命保険料控除計算式（平成23年12月31日以前に契約した保険＝一般・個人年金＝）

所得税	支払い保険料の区分	支払い保険料の金額	生命保険料控除
	①一般型だけの場合	25,000円以下	支払い保険料の全額
		25,001～50,000円まで	支払い保険料×0.5+12,500円
		50,001から100,000円まで	支払い保険料×0.25+25,000円
		100,001円以上	一律50,000円
	②個人年金だけの場合	25,000円以下	支払い保険料の全額
		25,001～50,000円まで	支払い保険料×0.5+12,500円
		50,001から100,000円まで	支払い保険料×0.25+25,000円
	100,001円以上	一律50,000円	
③一般と個人年金の両方がある場合			①と②でそれぞれ計算した金額の合計 ①と②をあわせて100,000円が上限

#### （平成23年12月31日以前に契約した保険＝一般・個人年金＝）

住民税	支払い保険料の区分	支払い保険料の金額	生命保険料控除
	①一般だけの場合	15,000円以下	支払い保険料の全額
		15,001～40,000円まで	支払い保険料×0.5+7,500円
		40,001～70,000円まで	支払い保険料×0.25+17,500円
		70,001円以上	一律35,000円
	②個人年金だけの場合	15,000円以下	支払い保険料の全額
		15,001～40,000円まで	支払い保険料×0.5+7,500円
		40,001～70,000円まで	支払い保険料×0.25+17,500円
	70,001円以上	一律35,000円	
③一般と個人年金の両方ある場合			①と②でそれぞれ計算した金額の合計 ①と②をあわせて70,000円が上限

#### (1)ー2 生命保険料控除計算式（平成24年1月1日以降に契約した保険＝一般・個人年金・介護医療＝）

所得税	年間の支払保険料等	控除額
	20,000円まで	支払保険料等の全額
	20,001円～ 40,000円まで	支払保険料等×0.5+10,000円
	40,001円～ 80,000円まで	支払保険料等×0.25+20,000円
	80,001円～	一律40,000円

- ・①一般の生命保険、②個人年金保険、③介護医療保険ともに同じ計算です。
- ・①②③にそれぞれ加入している場合は、①+②+③の合計が控除額となります。120,000円が上限

#### （平成24年1月1日以降に契約した保険＝一般・個人年金・介護医療＝）

住民税	年間の支払保険料等	控除額
	12,000円まで	支払保険料等の全額
	12,001円～ 32,000円まで	支払保険料等×0.5+6,000円
	32,001円～ 56,000円まで	支払保険料等×0.25+14,000円
	56,001円～	一律28,000円

※一般・年金・介護医療あわせて控除最大70,000円

(2) 地震保険料、旧長期損害保険料控除の計算式

所得税	区分	支払い損害保険料	損害保険料控除額
	①地震保険の場合		控除対象保険料の全額(上限50,000円)
	②旧長期損害保険だけの場合(10年以上)	10,000円以下	支払い保険料の全額
		10,001～20,000円まで	支払い保険料×0.5+5,000円
		20,001円以上	一律15,000円
	③両方ある場合	①で計算した金額+②で計算した金額の合計 ただし、最高限度額50,000円	

住民税	区分	支払い損害保険料	損害保険料控除額
	①地震保険の場合		控除対象保険料の2分の1相当額(上限25,000円)
	②旧長期損害保険だけの場合(10年以上)	5,000円以下	支払い保険料の全額
		5,001～15,000円まで	支払い保険料×0.5+2,500円
		15,001円以上	一律10,000円
	③両方ある場合	①で計算した金額+②で計算した金額の合計 ただし、最高限度額25,000円	

(3) 寄附金控除

所得税	①(所得控除)	$\left[ \begin{array}{l} \text{特定寄附金の額又は} \\ \text{合計所得金額等} \times 40\% \text{のいずれか少ない方} \end{array} \right] - 2,000\text{円}$

寄附金特別控除

所得税 (i) 政党等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\text{②(税額控除)} \quad \left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{政党等に対する寄附金の} - 2,000\text{円} \\ \text{額の合計額} \end{array} \right] \times 30\% = \left[ \begin{array}{l} \text{政党等寄附金} \\ \text{特別控除額}^* \end{array} \right]$$

※100円未満の端数切捨て

(ii) 認定NPO法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{認定NPO法人等に対する} - 2,000\text{円} \\ \text{寄附金の額の合計額} \end{array} \right] \times 40\% = \left[ \begin{array}{l} \text{認定NPO法人等} \\ \text{寄附金} \\ \text{特別控除額}^* \end{array} \right]$$

※100円未満の端数切捨て

(iii) 公益社団法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{公益社団法人等に対する} - 2,000\text{円} \\ \text{寄附金(一定の要件を満} \\ \text{たすもの)の額の合計額} \end{array} \right] \times 40\% = \left[ \begin{array}{l} \text{公益社団法人} \\ \text{等寄附金} \\ \text{特別控除額}^* \end{array} \right]$$

※100円未満の端数切捨て

(iv) 特定震災指定寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{特定震災指定寄附金の} - 2,000\text{円} \\ \text{額の合計額} \end{array} \right] \times 40\% = \left[ \begin{array}{l} \text{特定震災} \\ \text{指定寄附金} \\ \text{特別控除額}^* \end{array} \right]$$

※100円未満の端数切捨て

◎(i)～(iv)ともに平成27年度の所得税額の25%に相当する金額と比べて少ない方を選べます

注1:(i)～(iii)の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。

(iv)の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の80%相当額が限度です。

注2:(i)の特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

(ii)～(iv)の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

注3:特定震災指定寄附金とは、認定NPO法人等又は社会福祉法人中央共同募金会に対して東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金で、一定の要件を満たすものをいいます。

住民税

① 地方自治体(都道府県・市区町村)に対する寄附金の場合

ア) 基本控除額

(都道府県・市区町村に対する寄附金額-2,000円)×10%(上限は総所得金額の30%)

イ) 特例控除額(ふるさと納税にのみ適用)

(都道府県・市区町村に対する寄附金額-2,000円)×(90%-0~40%(寄附者に適用される所得税の限界税率))(上限は個人住民税所得割額の1割)

② 住所地の共同募金会および住所地の日本赤十字社支部に対する寄附の場合

控除税額=(寄附金額-2,000円)×10%

## 本人や家族の控除 …該当するものを申告書に記入

(表の記号の説明→●申告者本人につく控除。△は扶養親族につく控除。◎は●または△とあわせてつけられる控除)

控除の種類		所得税	住民税	差 額	
1. 基礎控除		● 380,000	330,000	50,000	
2. 配偶者控除 (配偶者特別控除あり)	一般(70歳未満)の控除対象配偶者	△ 380,000	330,000	50,000	
	老人(70歳以上)控除対象配偶者	△ 480,000	380,000	100,000	
3. 扶養控除 ※平成23年から 0歳~15歳の年 少扶養控除は廃 止されました	一般の扶養親族(16歳~18歳・23歳~69歳)	△ 380,000	330,000	50,000	
	特定扶養親族(19歳~22歳)	△ 630,000	450,000	180,000	
	老人扶養親族(70歳以上)	同居老親以外の老人扶養	△ 480,000	380,000	100,000
		同居老親等	△ 580,000	450,000	130,000
4. 障害者控除 (16歳未満の扶 養親族も含む)	控除対象配偶者または 扶養親族が同居特別障害者	△ 750,000	530,000	220,000	
	一般の障害者	◎ 270,000	260,000	10,000	
	特別障害者(障害手帳の場合1~2級)	◎ 400,000	300,000	100,000	
5. 寡婦(夫)控除	一般の寡婦(夫)	● 270,000	260,000	10,000	
	特定の寡婦(扶養する子どもがいて所得500万円以下)	● 350,000	300,000	50,000	
6. 勤労学生控除(年所得65万円以下) ※本人につく控除		● 270,000	260,000	10,000	

※同居老親とは、申告者本人または配偶者の70歳以上の直系尊属(親、祖父母)で同居している人です。同居していない70歳以上の親、または70歳以上の叔父・叔母などは老人扶養となります。

※寡婦(夫)とは死別または離婚した後婚姻をしていない人や配偶者の生死が明らかでない一定の人

### 同居特別障害者の控除を忘れないように注意してください

控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者であるときは、同居特別障害者の控除として所得税で75万円、住民税で53万円が障害者控除されますので、つけおとしのないようにしてください。

なお、これは年少扶養親族(0歳~15歳)に対する扶養控除廃止など見直しにともなう措置です。

## これだけは覚えておきましょう(平成27年分)

(1) 扶養につけられる条件は、所得で38万円以下の人(16歳未満の子どもを除く)

◎給与収入の方(パートも)収入で103万円以下

◎年金収入だけの人→65歳未満の人108万円以下、65歳以上の人は158万円以下

【注意】扶養控除をつけるとき、次のことに留意を。

控除がつけられるかどうかの年齢はその年(平成27年)の12月31日現在でできます。ただし次の特例があります。①扶養親族が死亡した場合→死亡年月日が平成27年中であれば、27年分の申告に限り、扶養控除をできる。②特定扶養親族控除の対象は、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の子ども。③老人扶養(扶養される人が70歳以上)は昭和21年1月1日以前に生まれた人。

(2) 暮らしの各制度の負担に直接関係する「住民税非課税」の基準

次の①~③のどれかに該当すれば、住民税が非課税になります。

①前年の「所得」がない人(給与収入では65万円以下、65歳以上の年金収入では120万円以下など)と、所得があっても次の非課税基準以内の人

住民税均等割非課税の所得限度額(収入ではなく所得です)

前年の所得が納税者本人と申告書で配偶・扶養の控除につけた家族数と0歳から15歳の子どもの数(3)の項参照)の合計人数に次の金額をかけた所得までの人が対象です。1級地35万円、2級地31万5千円、3級地28万円(級地は生活保護の級地)。なお、単身者でない場合は人数をかけた合計額に1級地で21万円、2級地で18万9千円、3級地で16万8千円を加算した所得までとなります。

②本人が障害者、寡婦(寡夫)、未成年者で、前年の「所得」が125万円以下

◎障害者…要介護の人の「障害者認定」の申請が大事です。

◎寡婦…次の(イ)か(ロ)に該当する女性…夫と(イ)死別か離婚か行方不明のまま、扶養親族がいる(同一生計で事業専従者にした所得38万円以下の子どもも良い)。

(ロ)死別か行方不明で合計所得500万円以下の方は、扶養親族がいなくても良い。

◎寡夫…妻と死別か離婚か行方不明のまま、同一生計内に扶養控除か事業専従者になる所得38万円以下の子どもがいて、合計所得500万円以下の人。

③生活保護を受けている人

※以上の他に住民税所得割のみ非課税になる基準もあります。

(3) 年少扶養控除は廃止されましたが、住民税非課税基準の計算では年少扶養控除の対象であった子どもも家族数に入ります。申告書にこのことを記入する欄がありますので必ず記入しましょう。

(4) 配偶者特別控除の計算(下の表)

	所 得	所得税の控除	住民税の控除
所得で38万円を超えても所得で76万円未満の場合、配偶者控除は取れませんが配偶者特別控除はつく。	380,001~399,999	380,000	330,000
	400,000~449,999	360,000	330,000
	450,000~499,999	310,000	310,000
	500,000~549,999	260,000	260,000
	550,000~599,999	210,000	210,000
	600,000~649,999	160,000	160,000
	650,000~699,999	110,000	110,000
	700,000~749,999	60,000	60,000
	750,000~759,999	30,000	30,000
760,000~	0	0	





## 6. 税額の計算

所得の計算と所得控除が出ました。次は最後に税額の計算をしましょう。

		所得税	住民税	差額
給与、年金等収入 ①				
給与所得控除 ② 又は、公的年金等控除額				
所得 ①-②=③				
所得から差し引かれる金額(所得控除)	社会保険料控除			
	小規模企業共済掛け金控除			
	生命保険料控除			
	地震保険料控除			
	障害者控除			
	寡婦・寡夫控除			
	勤労学生控除			
	配偶者控除			
	配偶者特別控除			
	扶養控除			
	基礎控除	380,000	330,000	50,000
	雑損控除			
医療費控除				
寄附金控除				
合計 ④				
課税される所得 ③-④=⑤		000	000	
税額 ⑥				
復興特別税(税額×0.021) ⑦				
住宅耐震改修特別控除 ⑧				
源泉徴収税額 ⑨				
税額(調整)控除 ⑩				
申告納税額 ⑪				
還付される税金				

1 課税される所得を出します。

左の表に収入(①)、給与所得控除額や公的年金等控除額(②)を記入し、所得(③)から所得控除の合計(④)を差し引いて課税される所得(⑤)を出しましょう。課税される所得は千円未満は切り捨てです。

2 税額の計算は次のようにしましょう。

所得税と住民税の税額は、下の表を使って出しましょう。13年分から25年間の予定で復興特別税が所得税額の2.1%増税になります。住民税は所得割と均等割の合計額です。住民税の復興特別税は均等割が14年から10年間1,000円上乗せされます。

所得税の税率と速算表(①×②-③=所得税額)

①課税される所得金額	②税率	③控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

住民税の税率

(1) 都道府県民税の所得割の税率

課税所得金額×税率(4%)=税額

(2) 市区町村民税所得割の税率

課税所得金額×税率(6%)=税額

個人住民税均等割年額(復興特別税を含む)

<道府県民税>標準税率1,500円 <市区町村民税>3,500円

06年度から均等割を払っている夫と生計を同一にする妻は均等割額が全額課税されることになりました。

3 源泉徴収票に記入してある税額を⑨に記入します。

4 税額控除には、住宅ローンのある方、災害を受けた人、政党等に寄附をした方などが受けられる場合があります。くわしくは役員に相談して下さい。

税額⑥+⑦から⑧、⑨、⑩を引いた額が申告納付税⑪になります。源泉徴収税額が申告納税額より多い場合にその差額が返ってきます(還付される税金)。

5 2008年(平成20年)度から住民税で税額控除⑩として、調整控除ができました。

所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するために新設された控除です(下の表)。

合計課税所得金額	200万円以下の場合	200万円超の場合
	次の1・2のいずれか少ない額の5%を控除 1 人的控除額の差の合計額 2 合計課税所得金額	{人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)}の5%を控除 ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

<所得税額>

○税額

+

復興特別税(税額×0.021)

○納税額

||

<住民税額>

○所得割額

+

○均等割額

5,000

+

復興特別税 1,000円

||

納税額

||

※5の税額控除⑩として調整控除がうけられます。

||

||

||

## 7、国税通則法改定で変わった点

**問1、国税通則法という法律が変わったと聞きましたが、「自主申告」さえできなくなったのですか**

**【答】** 国税通則法第16条は税額などは「納税者のする申告によって確定する」としています。これを「申告納税制度」と言います。今回の法改定でも、国会で当時の安住財務大臣は、今後も「申告納税制度」を守っていくとの趣旨の答弁をしています。

**問2、年所得300万円未満の白色申告者にも記帳が義務化されたとのことですが**

**【答】** 2014年1月より、事業所得、不動産所得、山林所得を生じる業務を行う全ての人に記帳義務が課されました。改定された国税通則法では、「財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付ける」としていますが、記帳義務違反そのものについては懲役刑および罰金刑は課されていません。

帳簿は、伝票や領収書、メモなどを基に、この自主計算ノートを活用して、自主申告するのに必要なものです。税務署の推計課税など税金のつり上げを許さないためにも帳簿を付けておくことが大切です。

**問3、「改正」によって税務調査の「事前通知」が義務化されましたが、どういふものですか**

**【答】** 「改正」によって調査の10項目の事前通知が税務署職員に課せられました。10項目とは、調査の①日時、②場所、③目的、④税目、対象となる⑤期間と⑥物件、納税者の⑦氏名や⑧住所、⑨税務署員の氏名や⑩所属などです。一つでも欠けると、事前通知したことになりません。

**問4、「事前通知」には、例外規定があるとのことですが**

**【答】** 改定では、事前通知の例外規定も設けました。その内容は、「税務代理人以外の第三者が調査立ち会いを求めるなど調査の適正な執行に支障を及ぼすことが合理的に推認される場合」は事前通知をしなくていいという、とんでもないものです。税務署が税金のつり上げを狙い、自主申告権を奪おうとすることを防ぐために、生活と健康を守る会の役員が立ち会うわけです。立ち会いは権利を守るためのものであり、憲法の結社の自由の侵害です。

**問5、「改正」で修正申告の勧奨ができるようになったと聞きましたが**

**【答】** 「改正」で修正申告の勧奨ができるようになりました。今までも「修正申告をすれば3年分で済ませてやる」などと修正申告の強要がされていますが、それが法律で「できる」ことになりました。修正申告をした場合は、不服申し立てはできません。

しかし、1年から5年間さかのぼって税額などの変更を求める更正の請求ができることになりました。あくまでも「勧め奨励する」もので、税務署の強制に屈せず、自主申告権を主張しましょう。

**問6、修正申告や更正処分の後でも税務調査ができるのですか**

**【答】** 改定によって、再調査ができると国税通則法に明文化されました。「新たに得られた情報に照らし非違(ひい)が認められた場合」(法74条の11-6)にできるとしました。これは世界的にもまれで、不当なものです。「新たに得られた情報」とは何かなど、納得のいく説明を

させましょう。

**問7、税務署から更正処分通知が届きましたが、納得できません。どうしたらいいでしょうか**

**【答】** 納得がいかない場合は不服申し立てができます。不服申し立てには、処分を行った税務

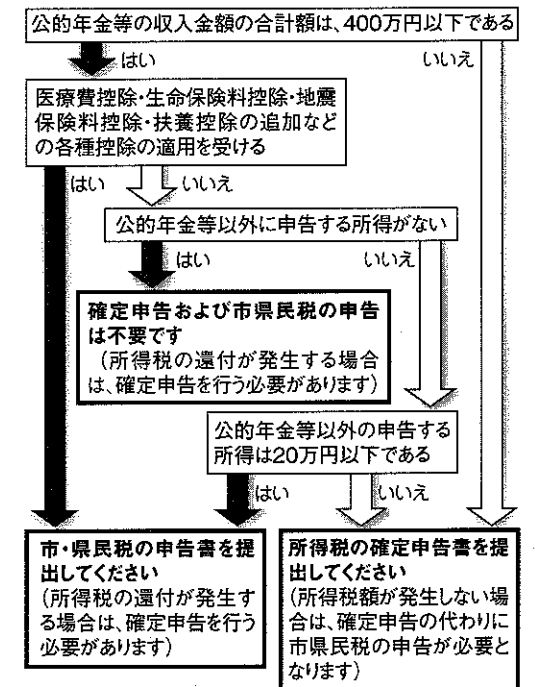
署長に行く「異議申立」と、国税不服審判所長に行く「審査請求」があります。

今回の法改正で、行政手続法の適用除外となっていた、「理由提示」、不利益処分理由の提示が適用されることになりました。したがって、すべての処分について理由を示さなければならぬことになりました。

## 8、その他の注意点

**問8、年金支給額が400万円以下の場合、確定申告をする必要がなくなったそうですが、確定申告をしないと税金を取られすぎになる場合があります。どのような場合ですか**

**【答】** 雑損控除、医療費控除、生命保険料控除、寄附金控除など、所得控除に該当する支出があった場合や、扶養の付け替え、付け忘れなどで所得控除を行える場合には、確定申告をすることによって源泉徴収により支払った所得税が還付されます。



(福島県いわき市作成資料から)